

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第17号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(売りさばき手数料)</p> <p>第10条 知事は、金融機関及び指定売りさばき人に対し、それぞれ次に定める額の証紙売りさばき手数料を交付する。</p> <p>(1) 金融機関 各年度において売りさばいた証紙の額面（証紙条例第5条第3項の規定により指定売りさばき人が買い受けた額を控除した額）の当該年度の合計額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定売りさばき人 次に掲げる額の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(売りさばき手数料)</p> <p>第10条 知事は、金融機関及び指定売りさばき人に対し、それぞれ次に定める額の証紙売りさばき手数料を交付する。</p> <p>(1) 金融機関 各年度において売りさばいた証紙の額面（証紙条例第5条第3項の規定により指定売りさばき人が買い受けた額を控除した額）の当該年度の合計額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定売りさばき人 次に掲げる額の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条の規定は、この規則の施行の日以後に金融機関が売りさばく証紙及び指定売りさばき人が買い受ける証紙に係る売りさばき手数料について適用し、同日前に金融機関が売りさばいた証紙及び指定売りさばき人が買い受けた証紙に係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。